

長野県土木工事施工管理基準

平成21年(2009年)5月13日付け21建政技第61号(平成21年6月1日適用)
平成21年(2009年)11月19日付け21建政技第275号(平成22年1月1日適用)一部改正
平成22年(2010年)5月7日付け22建政技第49号(平成22年6月1日適用)一部改正
平成30年(2018年)5月22日付け30建政技第55号(平成30年6月1日適用)一部改定
平成30年(2018年)9月26日付け30建政技第169号(平成30年10月1日適用)一部改定
令和元年(2019年)9月24日付け元建政技第234号(令和元年10月1日適用)一部改定
令和2年(2020年)9月4日付け2建政技第179号(令和2年10月1日適用)一部改定
令和3年(2021年)9月9日付け3建政技第183号(令和3年10月1日適用)一部改定
令和4年(2022年)9月29日付け4建政技第163号(令和4年10月1日適用)一部改定
令和5年(2023年)3月17日付け5建政技第339号(令和5年4月1日適用)一部改定
令和5年(2023年)9月29日付け5建政技第172号(令和5年10月1日適用)一部改定

令和5年版

長野県建設部

目 次

土木工事施工管理基準

1	目 的	1
2	適 用	1
3	構 成	1
4	用語の意義	1
5	管理の実施	2
6	管理項目及び方法	2
7	規 格 値	2
8	そ の 他	2

出来形管理基準及び規格値

1	共通編	1-1
3	河川編	3-1
4	砂防編	4-1
5	ダム編	5-1
6	道路編	6-1
7	公園関係	国土交通省 公園緑地工事施工管理基準を準用
8	下水道関係	8-1
	(参考資料) プルフローリング試験様式	9-1

品質管理基準及び規格値

1	セメント・コンクリート(転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリート除く)	1
2	プレキャストコンクリート製品 (J I S I類)	4
3	プレキャストコンクリート製品 (J I S II類)	4
4	プレキャストコンクリート製品 (その他)	4
5	ガス圧接	6
6	既製杭工	6
7	基礎工	7
8	場所杭工	7
9	既製杭工	7
10	下層路盤工	8
11	上層路盤工	10
12	アスファルト安定処理路盤	12
13	セメント安定処理路盤	12
14	アスファルト舗装	13
15	転圧コンクリート	15
16	グースアスファルト舗装	16
17	路床安定処理工	18
18	表層安定処理工 (表層混合処理)	19
16	固結工	18
20	アンカー工	20
21	補強土壁工	20
22	吹付工	21
23	現場吹付法砕工	23
24	河川土工	25
25	砂防土工	26
26	道路土工	27
27	捨石工	28
28	コンクリートダム	28
29	覆工コンクリート (NATM)	31
30	吹付けコンクリート (NATM)	34
31	ロックボルト (NATM)	36
32	路上再生路盤工	36
33	路上表層再生工	37
34	排水性舗装工・透水性舗装工	38
35	プラント再生舗装工	41
36	工場製作工 (鋼橋用鋼材)	42
37	ガス切断工	42
38	溶接工	42

39	中層混合処理	45
40	区画線	45
41	鉄筋挿入工	45
39	下水道	46
	(参考資料) ロックボルトの引抜試験	74
	(参考資料) テストハンマーによる強度推定調査について	76

写真管理基準

写真管理基準	1
撮影箇所一覧表	4
品質管理撮影箇所一覧表	6
出来形管理撮影箇所一覧表	14
1 共通編	14
1-3 土工	15
1-4 無筋、鉄筋コンクリート	15
1-2 一般施工	16
3 河川編	49
3-1 築堤・護岸	49
3-3 樋門・樋管	49
3-4 水門	50
3-5 堰	51
3-6 排水機場	52
3-7 床止め・床固め	52
4 砂防編	53
4-1 砂防堰堤	53
4-2 流路	53
4-3 斜面对策	54
5 ダム編	55
5-1 コンクリートダム	55
5-2 フィルダム	55
5-3 基礎グラウチング	56
6 道路編	57
6-1 道路改良	57
6-2 舗装	58
6-3 橋梁下部	59
6-4 鋼橋上部	60
6-5 コンクリート橋上部	61
6-6 トンネル (NATM)	61
6-11 共同溝	62
6-12 電線共同溝	63
6-14 道路維持	63
6-16 道路修繕	63
その他	64
下水道	67

土木工事施工管理基準

制 定	昭和 48 年 4 月 1 日 48 監第 372 号
一部改正	昭和 51 年 4 月 1 日 51 監第 5 号
改 正	昭和 60 年 12 月 3 日 60 監第 464 号
改 正	平成 3 年 4 月 1 日 2 監第 426 号
改 正	平成 9 年 3 月 19 日 9 監技第 351 号
改 正	平成 12 年 10 月 1 日 12 監技第 138 号
改 正	平成 17 年 4 月 28 日 17 監技第 37 号
改 正	平成 21 年 5 月 13 日 21 建政技第 61 号
一部改正	平成 21 年 11 月 19 日 21 建政技第 275 号
一部改正	平成 22 年 5 月 7 日 22 建政技第 49 号
一部改定	平成 30 年 5 月 22 日 30 建政技第 55 号
一部改定	平成 30 年 9 月 26 日 30 建政技第 169 号
一部改定	令和元年 9 月 24 日元建政技第 234 号
一部改定	令和 2 年 9 月 4 日 2 建政技第 179 号
一部改定	令和 3 年 9 月 9 日 3 建政技第 183 号
一部改定	令和 4 年 9 月 29 日 4 建政技第 163 号
一部改正	令和 5 年 3 月 17 日 5 建政技第 339 号
一部改定	令和 5 年 9 月 29 日 5 建政技第 172 号

この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」とする。）は、「土木工事共通仕様書」〔R5.10〕、第 1 編 1-1-34 「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目 的

この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

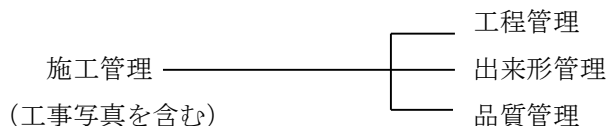
2 適 用

この管理基準は、長野県が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準が定められていない工種については、監督員等と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構 成

施工管理の構成は、下記によるものとする。



4 用語の意義

用語の意義は次のとおりである。

(1) 工程管理とは

工事に必要な資材の調達、労務者の手配を考慮し、工事施工完成に必要な作業の手順及び日程を定めて、工程表を作成し、更に工事の実施過程において計画と実績を比較検討し、工期内に工事が完成するように必要な措置をすることを言う。

(2) 出来形管理とは

施工する建築物の出来形（形状、寸法など）を把握するために、建築物の寸法、凹凸、勾配、基準高を施工の順序に従い直接測定し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、出来形を確保するために必要な措置をすることをいう。

(3)品質管理とは

工用資材や構造物等の品質を把握するために、物理的、科学的試験を実施し、その都度その結果を管理図表や一覧表に記録し、良好な品質を確保するために必要な措置をすることをいう。

5 管理の実施

(1)受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2)施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3)受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(4)受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

6 管理項目及び方法

(1)工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2)出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理表及び出来形管理図を作成し管理するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は出来形管理表のみとし、出来形管理図の作成は不要とする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3)品質管理

ア 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。ただし、測定数が10点未満の場合は品質管理表のみとし、品質管理図の作成は不要とする。

この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種①～③の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

①路盤・・・維持工事等の小規模なもの

②アスファルト舗装・・・維持工事等の小規模なもの

③その他・・・品質管理基準には示されていない工事資材の品質については、「特記仕様書」で定められた項目について管理するものとする

イ 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ2.5mを超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

7 規 格 値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

8 その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員等の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

(2) 3次元データによる出来形管理

ICT 施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を出来形管理要領（案）」の規定を準用するものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

(3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員等と協議しなければならない。